航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示（令和六年国土交通省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。	
型式	期間
ボーイング式737－８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737－8200型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737－９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式767－300Ｆ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777－200ＬＲ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777－300ＥＲ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777Ｆ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787－８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787－９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787－10型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
（略）	

改正前	
航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。	
型式	期間
ボーイング式737－８型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式737－8200型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式737－９型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式767－300Ｆ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式777－200ＬＲ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式777－300ＥＲ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式777Ｆ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式787－８型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式787－９型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式787－10型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百十二号

神津島空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　空港の名称及び位置　神津島空港　東京都大島支庁管内神津島村

二　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和六十二年運輸省告示第六百三十二号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十四度十一分二十二秒　東経百三十九度八分零秒　標高百三十七・七メートル

ロ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ハ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十八年八月一日